

政府・国土交通省は9/4 最高裁判決を梃子に
玉城知事に「承認」を迫る不当な圧力を加え続けています

再度、沖縄県・玉城知事を激励するメッセージを送りましょう！

さる9月4日の最高裁判決を、政府は「司法の最終判断*」が示されたとして、沖縄県玉城知事に対し、大浦湾側の軟弱地盤改良のための設計変更申請を「承認」を迫っています。

斉藤(公明党)国土交通大臣は、9月27日を承認の「期限」に勧告文書を玉城知事に発出していましたが、沖縄県は「期限までに承認を行うことは困難である」との回答文書を斉藤(公明党)国交大臣に提出しました。沖縄県は同回答文書で、判断について「最高裁判決の内容を精査した上で対応を検討する必要がある」としています。玉城知事はいまだ沖縄防衛局の「設計変更申請」を承認せず、がんばっています。

「勧告」期限が経過したことから、本日28日、斉藤(公明党)国交大臣は、より強制力のある「指示」を発出した模様です。沖縄県・玉城知事にかかる国家の重圧はさらにエスカレートしていると言わなければなりません。「指示」に従うか否か、期限は10月4日と報道されており、10月第1週までが大きなヤマ場です。

埋めるな！連は、再度、首都圏、全国のみなさんより沖縄県・玉城知事に激励メッセージを、送ることを緊急に呼びかけるものです。

早急にご検討いただき、直ちに今すぐ発信、あわせまして、この呼びかけの拡散にもご協力ください。

宛先 e-mail ➡ kouhou@pref.okinawa.lg.jp Fax:098-866-2467

【激励文 文章例】

知事公室 広報課「県民ご意見箱」宛
玉城デニー沖縄県知事さま

私たちは、9月4日の最高裁判決に大変憤りを感じています。知事がコメントで触れたとおり、最高裁判決は沖縄の民意を無視するばかりでなく、憲法に規定された地方自治の本旨を蔑ろにするものです。

最高裁判決、政府・国土交通省の強まる圧力＝「指導」に屈することなく、147万県民とともに「辺野古に基地を造らせない」1ミリもぶれない姿勢を貫いてください。

まじゅん ちばらなやーさい！

2023年〇月〇〇日

団体・個人名
連絡先住所等

●呼びかけ 辺野古の海を土砂で埋めるな!首都圏連絡会 (埋めるな!連)

<https://henokoumeruna2018.exblog.jp>

(問い合わせ) 辺野古への基地建設を許さない実行委員会 TEL 090-3910-4140 (沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック)

平和を実現するキリスト者ネット TEL&Fax 03-3813-2885

辺野古・高江を守ろう! NGO ネットワーク Email henokotakaengo@gmail.com

◆参考資料:最高裁判決に対する玉城知事コメント全文

沖縄防衛局の埋立変更承認申請に対し承認処分をするよう国土交通大臣から受けた是正の指示の取消しを求めた関与取消訴訟について、最高裁判所は、国土交通大臣の裁決に係る先日の上告不受理決定に続き、本日、県の上告を棄却するとの判決を言い渡した。

最高裁判所には、憲法が託した「法の番人」としての矜持(きょうじ)と責任の下、地方自治の本旨を踏まえた公平・中立な判決を最後まで期待していただけに、極めて残念だ。

県は、B—27 地点の力学的試験の必要性や、工事の実施がジュゴンに及ぼす影響及び地盤改良に伴う海底面の改変範囲の拡張が環境に及ぼす影響について、専門技術的な知見に基づいた県の判断に何ら裁量の逸脱濫用(らんよう)はないこと、また、工期の長期化によって普天間飛行場の危険性の早期除去に繋がらないことを考慮した県の判断に、何ら事実の基礎を欠いたり社会通念に照らし明らかに妥当性を欠いたりする点はないことなど、県の判断が技術的にも法律的にも正しいことを強く主張してきた。

しかし、最高裁判所は、県が主張した公有水面埋立法の承認要件の不充足性について何らの判断も示さず、県の訴えを退けた。

最高裁判所による国土交通大臣の裁決に係る先日の上告不受理決定は、国の機関の行政不服審査法による私人同様の権利救済を追認した不当なものだった。

加えて、本日の判決は、本来、公有水面埋立法の承認要件充足性を判断すべきところ、裁決の効力を優先させることで判断を回避したもので、関与取消訴訟の意義を無にするものだ。

さらには、主務大臣による裁決のみでは地方公共団体に特定の処分を命ずることができないという行政不服審査法の規定を超える義務を地方公共団体に課すものだ。

このような判決は、地方公共団体の主体的な判断を無にするものであり、地方公共団体の自主性や自立性、ひいては憲法が定める地方自治の本旨をも蔑(ないがし)ろにしかねないものであって、深く憂慮せざるを得ない。

県としては、判決内容を踏まえ、今後の対応について検討していく。

*【参考】行政法学者は、明確に 9/4 最高裁判決を「最終判断ではない」と断言。

(武田真一郎成蹊大教授、9月5日琉球新報)

「本判決には知事に承認を強制する効力は無く、国はさらに代執行訴訟を提起し最終的には同大臣が自ら変更承認をすることになる」

(白藤博行専修大名誉教授、9月5日朝日新聞)

「地方自治法は是正指示を適法とする判決が出ても、承認は地方公共団体の判断に委ねている。…要件を満たし県との(代執行)訴訟で決着して初めて国が執行する。最終的な司法判断は下されていないと言える。最終局面まで地方公共団体に自主的な判断の余地を認めているのは、国と地方が対等な関係にあることに照らして、地方自治を手厚く保障するためだ。2019年の県民投票で7割が埋立てに反対しており、知事が承認しないとしても地方自治法上は正当と言える。」